

教育アクションプラン (加古川市教育実行計画)

2024



2024年3月

加古川市教育委員会

目次

・はじめに	1
1 教育アクションプランの位置づけ	2
2 教育アクションプラン2024における最重要取組事項	3
3 教育アクションプラン2024	5
基本的方向1 地域総がかりの教育の推進	5
① 地域とともにある学校づくり	5
② 連続した学びを支える学校園連携ユニット	5
③ 家庭の教育力の向上	6
基本的方向2 子どもの未来を切り拓く力の育成	6
④ 遊びから学びにつなげる就学前教育の推進	6
⑤ 未来を拓く学びの推進	7
⑥ 超スマート社会（Society5.0）に必要な学び	8
⑦ 豊かな心の醸成	8
⑧ 健やかな体の育成	9
⑨ 特別な支援や配慮を要する子どもへの支援	10
⑩ 誰もが安心できる環境づくり	10
基本的方向3 質の高い教育を支える豊かな教育環境の整備	11
⑪ 教育を支える仕組みの確立	11
⑫ 教職員の資質向上	12
⑬ 安全・安心な教育環境の整備	12
基本的方向4 生涯にわたって学ぶことのできる環境の整備	13
⑭ 人生100年時代を支える学びの推進	13
⑮ 地域におけるスポーツ環境の整備	14
脚注一覧	15

教育アクションプランの見方

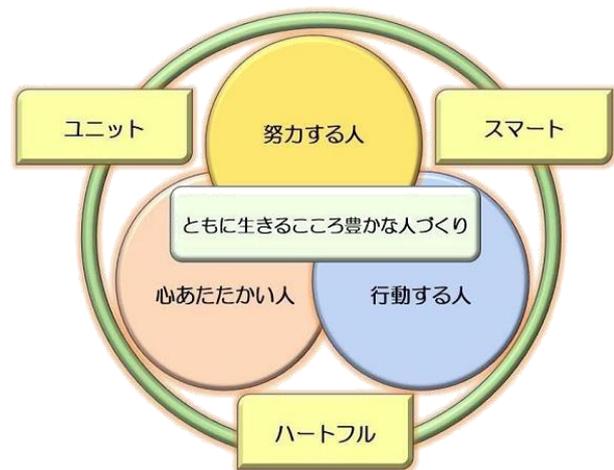
- ・①～⑮は、第3期「かこがわ教育ビジョン（加古川市教育振興基本計画）」の重点目標を示しています。
- ・◆は、第3期「かこがわ教育ビジョン（加古川市教育振興基本計画）」の具体的な方針を示しています。（65項目）
- ・◎及び○は、第3期「かこがわ教育ビジョン（加古川市教育振興基本計画）」の具体的な方針に基づいた取組を示しています。（151項目）
- ・上記の内、◎は最重要取組事項を示しています。（16項目）
- ・*のある語句については、脚注一覧に説明があります。

はじめに

- I 令和5年6月に閣議決定された新たな教育振興基本計画では、「持続可能な社会の創り手の育成」や「日本社会に根差したウェルビーイング*の向上」を目指すことが明記されました。長く続いた新型コロナウイルス感染症の5類への移行にともない、子どもたちが本来の輝きを取り戻しつつある今だからこそ、学校園における教育活動のもつ価値を再構築することが期待されています。教育DX*の推進やCOCOLOプラン*に示される学びの多様化を踏まえ、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向け、子どもたち一人一人のウェルビーイング*の基礎となる幸福感の醸成や自己肯定感を育む教育を推進することが必要です。

第3期かこがわ教育ビジョンの集大成となる本年は、これまでの成果と課題を踏まえ、最新のトレンドを柔軟に取り入れながら、本市において取り組む「ユニット」「スマート」「ハートフル」の3つの柱に基づく取組と目指す子ども像とをリンクさせることが求められます。

来たるべき未来の社会において、全ての子どもたちが自分らしく、それぞれの歩幅で歩いていくことができるよう、持続可能で誰一人取り残されない学びの保障に向けた取組を推進していきます。



II 本年度、重点的に取り組む3つの柱

1 ユニット

- ・「学校運営協議会」のさらなる活性化、及び「学校園連携ユニット*」による校種や学校区を超えた子どもの連続した学びの充実を図ります。
- ・両荘みらい学園では、地域の理解・協力を得ながら子どもにとってよりよい教育環境の確保・発展に向けた取組を進めるとともに、他のユニットにおいても生活環境の多様化や少子化等地域の実情に合わせ、各ユニットの魅力を生かす教育活動の推進を図ります。

2 スマート

- ・「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた質の高い授業づくりに取り組むとともに、「個別最適な学び*」と「協働的な学び*」の一体的な充実を目指し、1人1台端末を最大限に有効活用した「加古川型スマート探究学習」に取り組めます。

3 ハートフル

- ・「加古川市いじめ防止対策計画*」に基づき、いじめの未然防止、見逃しゼロを目指します。
- ・サテライト型の「わかば教室*」やメンタルサポーター*の配置拡充等、不登校児童生徒への適切な支援と学びの多様化に合わせた教育機会の充実を図ります。
- ・多様性と包摂の重要性を理解し、自己肯定感を高める人権教育・道徳教育を推進します。

1 教育アクションプランの位置づけ

「教育アクションプラン（加古川市教育実行計画）」は、令和3年度から令和6年度の4年間を計画期間とする第3期「かがわ教育ビジョン（加古川市教育振興基本計画）」を推進するために、各年度の具体的な施策について定めたものです。

「教育アクションプラン2024」は、平成30年6月に策定された国の「第3期教育振興基本計画（平成30～令和4年度）」、平成31年2月に策定された県の「第3期ひょうご教育創造プラン（平成31～令和5年度）」のほか、本市の「加古川市総合計画（令和3～令和8年度）」や子ども・子育て支援の方向性を定めた「第二期加古川市子ども・子育て支援事業計画（令和2～令和6年度）」等の関連計画とも整合性を保ちながら定めています。

関連計画と教育アクションプラン（以下「AP」）の位置づけ

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
加古川市計画	後期総合基本計画 (平成28～令和2年度)				加古川市総合計画 (令和3～令和8年度)						
	第二期子ども・子育て支援事業計画 (令和2～令和6年度)										
	第2期「かがわ教育ビジョン」 (平成28～令和2年度)					第3期「かがわ教育ビジョン」 (令和3～令和6年度)					
	AP 2016	AP 2017	AP 2018	AP 2019	AP 2020	AP 2021	AP 2022	AP 2023	AP 2024		
国・県計画	国：第3期教育振興基本計画										
	県：第3期ひょうご教育創造プラン										

2 教育アクションプラン2024における最重要取組事項

最重要取組事項について

・具体的な取組事項の中から、今年度の最重要取組事項と位置づけたものを挙げています。
※事項説明文の文末にある（p●、●・・・）の表記は、この事項が次ページ以降にある「3 教育アクションプラン2024」の●ページの●・・・に再掲されていることを示します。

（基本的方向1） 地域総がかりの教育の推進

★学校運営協議会を中心に学校園・家庭・地域が協働し、地域とともにある学校づくりを進めます。

◎全ての小・中・義務教育学校・養護学校において、保護者や地域住民が参画する学校運営協議会を設置するコミュニティ・スクールとしての取組を充実させ、地域とともにある学校づくりを更に進めます。（p5、①地域とともにある学校づくり）

※

★「学校園連携ユニット」の取組を更に進め、子どもの連続した学びの充実を図ります。

◎「学校園連携ユニット*」の取組を更に推進するとともに、ユニット連携カリキュラム*等を活用し、子どもの連続した学びの一層の充実を図ります。

（p5、②連続した学びを支える学校園連携ユニット）

（基本的方向2） 子どもの未来を切り拓く力の育成

★協同的探究学習を核とした授業改善等により、児童生徒の学力向上への取組を更に充実させます。

◎推進校等の取組や実践事例集の活用を通して、協同的探究学習*を核とした授業改善等に取り組み、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた質の高い授業づくりを行います。

（p7、⑤未来を拓く学びの推進）

◎ALT（外国語指導助手）やICTを積極的に活用し、パフォーマンステスト*や診断テストを実施するとともに、その結果を基に授業改善を行い、実際のコミュニケーションにおいて活用できる英語力の育成を目指します。

（p7、⑤未来を拓く学びの推進）

★ICT環境の整備により、超スマート社会に必要な学びの実現を図ります。

◎1人1台端末や大型提示装置、学習支援コンテンツ、デジタル教科書等を活用し、ICTの特長を生かした教育を推進するとともにサポート体制の充実に努めます。

（p8、⑥超スマート社会（Society5.0）*に必要な学び）

◎「個別最適な学び*」と「協働的な学び*」を一体的に充実させるために、ICTを有効活用した授業改善の研究を進めるとともに、教職員のICT活用指導力の向上を目指した計画的な研修を実施します。

（p8、⑥超スマート社会（Society5.0）*に必要な学び）

★いのちや心、多様性や包摂の大切さを理解し、幸福感や自己肯定感を高める人権教育・道徳教育等を進めます。

◎同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人、性の多様性、インターネットによる人権侵害や感染症に対する差別など、多くの人権課題についての正しい認識を深め、固定観念に左右されず偏見や差別を許さない態度の育成を図るとともに、自己肯定感を育み、自他の命と心、人権を尊ぶ態度を育成する人権教育の充実を図ります。

（p8、⑦豊かな心の醸成）

◎命の大切さについて考えを深めるとともに、いじめ問題等を自分の事として捉えさせ、「特別の教科 道徳」を要とした道徳教育の充実を図ります。(p 8、⑦豊かな心の醸成)

◎命を大切に作る心や思いやりの心、規範意識を養うなど、「心の教育」の充実を目指し、自然学校、トライやる・ウィークをはじめとする体験活動の更なる推進を図ります。(p 9、⑦豊かな心の醸成)

◎子どもの居場所づくり、絆づくりを進める児童会・生徒会を主体とした心の絆プロジェクトの活動の一層の充実を図ります。(p 9、⑦豊かな心の醸成)

★特別な支援や配慮を要する子ども一人一人の多様な教育的ニーズに応じた教育の充実を図ります。

◎「個別の教育支援計画*」等の活用により、多様な学びの場が円滑に接続できるよう学びの連続性の実現を推進します。(p 10、⑨特別な支援や配慮を要する子どもへの支援)

★「加古川市いじめ防止基本方針*」及び「加古川市いじめ防止対策計画*」に基づいた取組の充実を図ります。

◎「加古川市いじめ防止基本方針*」及び「加古川市いじめ防止対策計画*」に基づき、いじめの未然防止、見逃しゼロを目指して、「学校生活に関するアンケート(アセス)*」、「心の相談アンケート*」及び「教育相談」を通じて、いじめの早期発見・早期対応に努めるとともに、いじめの再発防止に向けて継続的な見守りを行います。(p 10、⑩誰もが安心できる環境づくり)

★不登校児童生徒への支援の充実と多様な教育機会確保の実現を図ります。

◎「わかば教室*」の運営や小集団体験活動「アタック・ゴー*」及び体験活動「ピア・スペース*」の実施やメンタルサポーター*と連携したサポートを通して、学校生活への適応と社会的自立を促すための支援を実施します。また、体験活動、及び学習支援に特化したサテライト型の「わかば教室*」の充実を図ります。さらに、小学校へのメンタルサポーター*配置拡充や各学校における校内サポートルーム*の充実を図ります。(p 11、⑩誰もが安心できる環境づくり)

(基本的方向3) 質の高い教育を支える豊かな教育環境の整備

★安全・安心で快適な教育環境の整備を進めます。

◎児童生徒の教育環境を整備するため、トイレの洋式化や教室のLED化及び冷水機の設置に取り組むとともに、特別教室等への空調設備設置の計画を策定します。(p 12、⑬安全・安心な教育環境の整備)

◎学校規模適正化及び適正配置に関する基本方針に基づき、学校の小規模化が進んでいる地域において、両荘地区の取組や地域の実情等を踏まえ、子どもにとってよりよい教育環境を確保するための取組を進めます。(p 12、⑬安全・安心な教育環境の整備)

(基本的方向4) 生涯にわたって学ぶことのできる環境の整備

★公民館における講座を充実させ、市民の生涯学習に対する関心や意欲の向上を図ります。

◎市民の生涯学習に対する関心や意欲の向上を図るとともに、市民ニーズを的確に捉え、若い世代も含めた幅広い世代が集い、学び、つながる講座の充実を図ります。(p 13、⑭人生100年時代を支える学びの推進)

3 教育アクションプラン2024

基本的方向1 地域総がかりの教育の推進

① 地域とともにある学校づくり

◆ 学校運営協議会の充実

◎全ての小・中・義務教育学校・養護学校において、保護者や地域住民が参画する学校運営協議会を設置するコミュニティ・スクールとしての取組を充実させ、地域とともにある学校づくりを更に進めます。

◆ 地域コーディネーター、学校園支援ボランティアとの連携・協働の充実

○学校園支援ボランティアや地域コーディネーター*による地域学校協働活動の充実を図り、社会に開かれた教育課程の実現を図ります。
○地域コーディネーターが学校運営協議会委員として参画することで、地域コーディネーター、学校園支援ボランティアとの連携を更に進めます。

◆ 学校マネジメント機能の強化

○学校運営協議会や地域学校協働活動と連携・協働する体制を確立し、地域の特色を生かした学校づくりを進めます。
○学校園評価を活用し、更なる充実に向けて学校園運営の改善を図るとともに、結果をホームページ等で積極的に公表します。
○教職員が一丸となった学校運営が行えるよう、校長会、教頭会と連携し、管理職を対象とした研修を実施します。

◆ 青少年関係団体等との連携強化

○学校運営協議会と青少年関係団体等との連携を深め、地域総がかりの教育の実現を図ります。
○青少年関係団体・機関と連携を推進するとともに、新たな時代へ向け、その対応における共通認識を深めるため、研修などの充実を図ります。

◆ 放課後等の子どもの体験・交流活動等の場づくり

○放課後子ども教室*について、地域住民の参画のもと、学習活動及び多様な体験・交流活動等の場の提供に向け、計画的に実施します。
○志方児童館では、放課後の遊びを通じた体験・交流の場を提供するとともに、「子ども教室」の実施や、学習室として集会室を開放すること等により、子どもの夏休みの活動場所としての役割も果たします。

② 連続した学びを支える学校園連携ユニット

◆ 学校園連携ユニットを活用した取組の推進

◎「学校園連携ユニット*」の取組を更に推進するとともに、ユニット連携カリキュラム*等を活用し、子どもの連続した学びの一層の充実を図ります。

◆ 小1プロブレム、中1ギャップの緩和に向けた取組の充実

○「学校園連携ユニット」を活用した取組を充実させ、小1プロブレム*、中1ギャップ*の緩和に向けた円滑な接続を進めます。

◆ 小中一貫教育の導入

○9年間の連続した学びを実現する、一貫校を含めた小中一貫教育の導入について、学校運営協議会と連携し、地域の実情に応じた取組を進めます。

◆ 高等学校等との連携

○高等学校や大学、企業等との連携などによる、子どもの学びの専門性を高めます。

③ 家庭の教育力の向上

◆ 家庭や地域の教育力の向上に向けた取組の推進

- 家庭教育に関する学習機会を提供することにより、家庭の教育力の向上を図ります。
- 各町内会に社会教育推進員・福祉教育推進員を配置し、地域の教育力の向上、地域の絆づくりの推進を図ります。
- 図書館において、家庭教育の向上に役立つように、児童書などをテーマとした講演会や保護者と子どもが参加できる各種行事を実施します。また、「家読（うちどく）」（家族ふれあい読書）の推進や子どもの読書に関する相談などを行い、保護者への啓発と家庭での読書環境の向上を図ります。

◆ 保護者として成長する学びの推進

- 子育てプラザにおいて、各種子育て講座、子育て相談を実施し、子育てに関する情報提供や不安の解消を図ります。
- 子育てプラザにおいて、子育てサークルの結成及び活動を推奨して親同士の交流を図り、子育てに関する情報交換や仲間づくりの場を提供します。
- 幼稚園及び認定こども園において、子育て講座を開催し、子育てに悩む親の支援に努めます。
- 「全国学力・学習状況調査」家庭向けリーフレット等、家庭学習や生活習慣の定着と学びに向かう力の育成に向けた家庭への啓発活動の充実を図ります。
- 主に小学校1年生及び義務教育学校*前期課程1年生の保護者に、家庭教育や子育ての基本的な内容を記載したパンフレット「家庭教育1・2・3」を配付し、活用を推進します。

◆ 要支援家庭への支援体制の強化

- 虐待の未然防止、早期発見・早期対応に努め、様々な施策等を通して、各家庭に応じた適切な支援を実施します。
- 要保護児童*対策地域協議会*を中心に、要支援家庭への適切な支援を図るとともに、相談員のスキルアップ及び安定的な確保を行い、関係機関との連携、支援体制を強化し、継続した支援を実施します。
- スクールソーシャルワーク*の充実に努め、学校、家庭・地域及び福祉関係機関と連携しながら子どもやその家庭への組織的な支援を行います。

基本的方向2 子どもの未来を切り拓く力の育成

④ 遊びから学びにつなげる就学前教育の推進

◆ 幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿を踏まえた保育の充実

- 初等教育との円滑な接続を図るために、幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿*を視点にした保育の実践に努めます。
- 発達や学びの連続性を踏まえた幼児期から児童期にかけての教育のつながりや連携体制を構築します。

◆ 自立と協同の態度を培う多様な体験活動の充実

- 様々な体験活動や主体的な遊びを通して、自然とのふれあい、様々な人との関わりや地域行事への参加等、多様な体験活動の充実を図り、小学校以降の学習の基盤となる素地を育みます。
- 幼児の育ちの姿をドキュメンテーションで表し、研修を通して就学前教育全体の質の向上を図ります。

◆ 子育て支援の充実

- 0歳から5歳の子どもを持つ保護者の教育力向上を図るため、ふれあい保育を実施します。
- 子育てについて、相談や助言体制の充実を図るため、全ての幼稚園・認定こども園で、「すこやか子育て相談室」を開設します。
- 就学前教育の理解を図るため「全国国公立幼稚園・こども園ウィーク*in 加古川」を実施します。
- 子育てサポートの一環として、幼稚園及び認定こども園における「預かり保育」を実施します。
- 子育てプラザにおいて、乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場を提供します。
- 児童クラブについて、子どもの健全育成を目指して、児童クラブ推進員のきめ細やかな定期的・継続的な巡回及び指導による更なる質の向上に向けた取組を進めます。

⑤ 未来を拓く学びの推進

◆ 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善

- 推進校等の取組や実践事例集の活用を通して、協同的探究学習*を核とした授業改善等に取り組み、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた質の高い授業づくりを行います。
- 社会の中で必要な汎用的能力である「ことばの力」の育成を目指し、各教科等で、自分の考えをまとめる等、言語活動の充実を図ります。

◆ 理数教育の充実

- 算数・数学や理科に対する興味・関心を高めるため、日常生活と関連付けた学習の充実を図ります。
- 算数・数学や理科の学習を通して、論理的に思考する力の育成を目指します。

◆ 英語によるコミュニケーション能力の育成

- A L T（外国語指導助手）やI C Tを積極的に活用し、パフォーマンステスト*や診断テストを実施するとともに、その結果を基に授業改善を行い、実際のコミュニケーションにおいて活用できる英語力の育成を目指します。
- 「加古川CAN-DOプラン*」に基づき、A L Tやオンライン英会話*を活用し、英語に触れる機会を増やし、臆せず英語で積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を目指します。
- 聞くこと、読むこと、話すこと（やり取り・発表）、書くことの4技能5領域をバランスよく育成できるよう、教職員の指導力向上を図る研修の充実を図ります。

◆ 国際理解教育の推進

- 積極的に外国人と関わる態度を育成するとともに、異なる文化や生活習慣に対する理解を深め、互いを尊重し認め合う共生の心を育みます。

◆ 学校図書館の整備の推進及び読書活動の推進

- 読書に親しむ活動を充実させ、児童生徒の読書に対する興味・関心を高め、読書習慣の形成を図ります。
- 両荘みらい学園に新たに配置される学校司書や学校園支援ボランティア（図書ボランティア）との連携を通して、児童生徒の読書環境の充実を図ります。
- 蔵書数の増加に努めます。
- 図書館では、市内の公立学校園や市の関係部署と連携し、第3次「加古川市子どもの読書活動推進計画」に基づいた取組を継続し、併せて第4次計画（令和7年度～）の策定に向けた取組を進めます。

⑥ 超スマート社会（Society5.0）*に必要な学び

◆ GIGAスクール構想*の実現

◎1人1台端末や大型提示装置、学習支援コンテンツ、デジタル教科書等を活用し、ICTの特長を生かした教育を推進するとともにサポート体制の充実に努めます。

◆ ICTを活用した学習活動の充実

◎「個別最適な学び*」と「協働的な学び*」を一体的に充実させるために、ICTを有効活用した授業改善の研究を進めるとともに、教職員のICT活用指導力の向上を目指した計画的な研修を実施します。

○全中学校・義務教育学校後期課程に導入した採点支援システムを活用し、子どもの学力をより詳細に分析・把握するとともに、分析に基づいた指導の充実に努めます。

◆ プログラミング教育の充実

○ICTや機材を活用し、子どもの発達段階に即して問題解決をしようとしたり、よりよい社会を築こうとしたりする態度を育むプログラミング教育を充実させます。

◆ 情報モラル教育の充実

○個人情報の取扱いや、著作権等の知的財産の保護、情報発信に伴う責任やマナー、トラブルの回避方法及び過度の利用による生活習慣等について、自らが判断し、考える情報モラル教育の充実に努めます。

○インターネットトラブルやネット上の誹謗・中傷等によるいじめを防ぐために、児童生徒に対し、正しいインターネットの利用に関する取組を推進します。併せて、保護者への啓発活動を推進します。

○専門機関・学校と連携したネットパトロールを実施し、児童生徒のインターネット上のトラブルやSOSを早期発見し、早期対応に努めます。

◆ SDGs*との関連を意識した教育活動の推進

○自然に触れ合う体験型環境学習を通して、環境の大切さや環境を守る責任と役割を自覚できるような学習を充実させます。

○持続可能な社会に向けて、自分にできることを実践しようとする態度の育成を図ります。

⑦ 豊かな心の醸成

◆ 感性に訴える人権教育の充実

◎同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人、性の多様性、インターネットによる人権侵害や感染症に対する差別など、多くの人権課題について正しい認識を深め、偏見や差別を許さない態度の育成を図るとともに、自己肯定感を育み、自他の命と心、人権を尊ぶ態度を育成する人権教育の充実に努めます。

○「学校園連携ユニット*」を活用した人権教育カリキュラムや共通教材の活用、家庭・地域・関係機関等との連携により、人権意識や自己肯定感、思いやりの心の涵養等、人権教育の充実に努めます。

◆ 考え、議論する道徳教育の推進

◎命の大切さについて考えを深めるとともに、いじめ問題等を自分の事として捉えさせ、「特別の教科 道徳」を要とした道徳教育の充実に努めます。

○副読本等を活用するとともに、体験活動と結び付けた取組等を実施することにより、児童生徒の豊かな情操や規範意識、公共の精神等を育みます。

○道徳教育推進教師を中心に、機能的な校内組織・指導体制を整備し、「考え、議論する道徳」を実現する指導の充実に努めます。

◆ **性の多様性に関する正しい知識の普及啓発**

- 性の多様性に関する正しい知識を教職員が身につけられるよう研修の充実を図ります。
- 性の多様性を児童生徒が正しく理解できる授業づくりに努めます。

◆ **様々な状況下における「生命」や「心」を大切にする教育の推進**

- ◎命を大切にする心や思いやりの心、規範意識を養うなど、「心の教育」の充実を目指し、自然学校、トライやる・ウィークをはじめとする体験活動の更なる推進を図ります。
- 阪神・淡路大震災の経験と教訓を継承し、副読本等を活用して、災害に対する正しい知識と態度を身に付けるとともに、生命に対する畏怖の念や互いに助け合うボランティア精神等、共生の心を育む福祉教育を推進します。

◆ **子どもの絆づくりを進める心の絆プロジェクト**

- ◎子どもの居場所づくり、絆づくりを進める児童会・生徒会を主体とした心の絆プロジェクトの活動の一層の充実を図ります。

◆ **ふるさと教育の推進**

- 総合的な学習の時間等において、加古川の歴史・文化を深く知るとともに、地域との交流活動を通して地域のよさを実感し、郷土への誇りや愛着を育む教育を推進します。

◆ **キャリア教育の充実**

- 子ども一人一人が、望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身に付けるために、幅広く多様な体験活動の機会を設けます。
- 子どもが自分の個性を理解して、自己肯定感を高め、主体的に進路を選択し、常に自分らしさを発揮する能力・態度を育むキャリア教育を、「学校園連携ユニット*」を活用して、学校と地域及び校種間が連携を図りながら推進します。

⑧ 健やかな体の育成

◆ **体力・運動能力調査を活用した運動習慣の定着と体力向上**

- 「全国体力・運動能力、運動習慣等調査*」結果から、子どもの体力・運動能力等の状況を把握するとともに体力と運動習慣等の関係を分析・検証します。
- 「かがわウェルネス手帳*」を活用した指導の充実を図るとともに、家庭・地域とも連携を図りながら、子どもの体力・運動能力の向上に取り組みます。
- 学校の働き方改革を踏まえた部活動改革への準備を進めるとともに、希望する中学校・義務教育学校の部活動に対して、技術指導に優れた部活動外部技術指導者を派遣します。

◆ **食育の推進**

- 基本的な生活習慣の確立を図るため、「早寝早起き朝ごはん」運動を推進します。
- 栄養教諭・食育担当教員等を中心として、年間計画に沿った食育の授業の充実を努めるとともに、家庭や地域と連携した食育を推進します。

◆ **健康教育の推進**

- 学校教育活動全体を通して、児童生徒が自分の健康に関心を持ち、より健康な生活を送ろうとする態度を育成します。
- 学校や地域の医療機関、医師会が連携し、学校支援専門医チーム*を活用するなど、専門家等の派遣により、児童生徒の心身の健康づくりを推進します。
- インターネット上での薬物入手の防止や、薬物に対する危険性・有害性の誤認識、インターネットやゲームへの依存の危険性等について、正しい理解を促します。

⑨ 特別な支援や配慮を要する子どもへの支援

◆ インクルーシブ教育システムの構築

- ◎「個別の教育支援計画*」等の活用により、多様な学びの場が円滑に接続できるよう学びの連続性の実現を推進します。
- ICTを活用した学習支援の推進など、「多様性を認め合う個別最適な学び*と協働的な学び*の一体的な充実」を図りながら、「誰一人取り残さない」教育的ニーズに応じたきめ細やかで継続した支援の充実を図るとともに、授業改善等の研修を充実させ、教職員の専門性の向上を図ります。
- スクールアシスタント*の指導力向上に努め、通常の学級に在籍し、発達障がい等により個別の支援が必要な児童生徒及びその児童生徒が在籍する学級への対応を推進します。
- 必要に応じて小・中・義務教育学校に補助指導員*を配置し、特別支援学級及び通常の学級で、移動介助、身辺処理等に関する介助、学習時における介助等が必要な児童生徒への支援の充実を図ります。

◆ 多様な教育的ニーズに応じた相談・支援体制の充実

- 加古川養護学校のセンター的機能やエリアコーディネーター等の巡回教育相談の活用、医療・福祉との連携など、特別支援教育コーディネーターを中心とした校内の支援体制の充実を図ります。
- 「兵庫県医療的ケア実施体制ガイドライン」を基に市内の学校における医療的ケアの実施体制の充実を図ります。また、加古川養護学校における医療的ケアを安全に行うための研修の充実を図ります。
- 中学校・義務教育学校から高等学校等へ、特別な支援が必要な生徒についての情報を確実に引き継ぎます。
- 公民館等を拠点とする障がい児（者）家庭教育学級が円滑に実施できるよう、学級の運営等についての助言を行います。
- アレルギー等のある子どもへの支援の充実を図るため、家庭や関係機関との連携の推進、校園内体制の整備、研修の充実を図ります。

◆ 外国人児童生徒等への支援の充実

- 外国人児童生徒等への支援をするため、子ども多文化共生サポーター*や外国人児童生徒等サポート員*を派遣します。
- 加古川市国際交流協会と連携し、外国人児童生徒等を支援します。

⑩ 誰もが安心できる環境づくり

◆ いじめ・不登校・問題行動等の未然防止・早期発見・早期対応

- ◎「加古川市いじめ防止基本方針*」及び「加古川市いじめ防止対策計画*」に基づき、いじめの未然防止、見逃しゼロを目指して、「学校生活に関するアンケート(アセス)*」、「心の相談アンケート*」及び「教育相談」を通じて、いじめの早期発見・早期対応に努めるとともに、いじめの再発防止に向けて継続的な見守りを行います。
- 教育委員会が実施する「加古川市いじめ防止対策計画*」及び、各学校が実施する「いじめ防止対策プログラム*」の取組状況の評価について、複数名の専門家による検証を行います。

◆ 生徒指導体制の充実

- 学校園・家庭・地域及び関係機関との連携・協力を生かし、少年非行の未然防止、早期発見・早期対応に努めます。
- 自立支援教室「ふれ愛教室」*を継続実施し、学校復帰や立ち直りに向けた支援を行います。

◆ 子どもの心に寄り添う相談体制の充実

- 教育相談センターや少年愛護センターにおける教育相談の充実を図り、児童生徒やその家庭の困り事や悩み事に寄り添った支援を推進します。
- 「スクールサポートチーム*」を活用して、学校が抱える生徒指導上の諸問題の早期解決に向け、構成員の専門性を生かした助言等を行います。
- いじめや不登校及び問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応を図るための教職員の資質向上に努めます。
- 「心の専門家」であるスクールカウンセラーや「福祉の専門家」であるスクールソーシャルワーカーを各中学・義務教育学校区に配置するとともに、緊急対応が必要な場合に教育相談センターの学校支援カウンセラー及び学校支援ソーシャルワーカーを派遣するなど、児童生徒や保護者の心のケアに対応する体制の充実に努めます。

◆ 不登校児童生徒への支援の充実と多様な教育機会の確保

- ◎「わかば教室*」の運営や小集団体験活動「アタック・ゴー*」及び体験活動「ピア・スペース*」の実施やメンタルサポーター*と連携したサポートを通して、学校生活への適応と社会的自立を促すための支援を実施します。また、体験活動、及び学習支援に特化したサテライト型の「わかば教室*」の充実を図ります。さらに小学校へのメンタルサポーター配置拡充や各学校における校内サポートルーム*の充実を図ります。
- 公的機関及びフリースクール等の民間事業者との連携を図ります。
- 「学びのリスタート」ができる場を提供していくため、学びの多様化学校*の設置に向けて、関係部署と協議を進めていきます。

基本的方向3 質の高い教育を支える豊かな教育環境の整備

⑪ 教育を支える仕組みの確立

◆ 教育委員会の機能の充実

- 総合教育会議や懇談会等、市長と教育委員会が、本市教育の課題やあるべき姿を共有し、相互に連携することにより効果的な教育行政の推進を図ります。
- 教育委員が教育現場の状況や地域・保護者のニーズをより把握できるよう、教育委員の研修への積極的な参加や、授業参観や施設の視察等を含めた移動教育委員会や学校園訪問を実施します。

◆ 教育委員会及び学校園の取組に関する情報発信の充実

- 教育行政の更なる透明化を図り、市民の教育行政に対する関心をより高めるため、教育諸施策に関する情報の積極的な発信に努めます。
- 学校園の情報提供を促進するため、ホームページの活性化を図ります。

◆ 教職員の勤務時間の適正化

- 「加古川市立学校教職員の業務の量の適正な管理に関する規則」に基づいて、教職員が所定の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量を適切に管理し、教職員のワーク・ライフ・バランスの実現を推進します。
- 全ての教職員が心身ともに健康で働けるように、メンタルヘルスの保持増進に努めます。
- 統合型校務支援システムの活用により、校務処理の効率化と業務負担の軽減を図ります。

◆ チーム学校としての体制づくり

- 学校長のリーダーシップのもと円滑な学校運営ができるよう支援します。

⑫ 教職員の資質向上

- ◆ **新たな教育課題や教職員のニーズに応じた研修の充実**
 - 教育研究所の研修計画に基づく講座等を活用しながら、経験年数や職責に応じた研修を系統化し、効果的な研修を実施します。
 - 専門性をもった大学関係者による研修や共同研究等を実施し、授業力の向上に努めます。
 - 臨時的任用教職員の教育力の向上に向けた研修の充実を図ります。
- ◆ **「指導と評価の一体化」のための学習評価の充実**
 - 指導方法や計画の改善を図る「指導と評価の一体化」の実現を目指すため、学習評価の信頼性を高める研修の充実を図ります。
- ◆ **大学等と連携した研修体制の構築**
 - 大学関係者との実践共同研究や研修等を実施し、教職員の専門的な知識・技能を高めるとともに、指導力の向上に努めます。
- ◆ **非遵行為・ハラスメントの防止**
 - 学校全体の信用・信頼を大きく損なうことがないように、体罰等の非遵行為及びハラスメントの根絶に向けた研修の充実を図ります。

⑬ 安全・安心な教育環境の整備

- ◆ **学校施設老朽化対策**
 - ◎児童生徒の教育環境を整備するため、トイレの洋式化や教室のLED化及び冷水機の設置に取り組むとともに、特別教室等への空調設備設置の計画を策定します。
 - 学校園施設長寿命化計画に基づき、学校園施設の老朽化対策を行います。
- ◆ **すべての子どもへの安全・安心な学校給食の提供**
 - 安全安心な給食提供を行うため、給食調理施設及び設備の維持・衛生管理に努めます。
 - 学校食物アレルギー等対応マニュアルに基づいた支援を行います。
- ◆ **教材・教具の整備の推進**
 - 学校園の教材・教具の充実に努めます。
- ◆ **学校規模の適正化**
 - ◎学校規模適正化及び適正配置に関する基本方針に基づき、学校の小規模化が進んでいる地域において、両荘地区の取組や地域の実情等を踏まえ、子どもにとってよりよい教育環境を確保するための取組を進めます。
- ◆ **安全対策の推進**
 - 「不審者情報マップ」や、「子ども安全ネットかこがわ*」をより効果的に活用するため、各サービスについて周知を図ります。
 - 通学路の危険箇所について、道路管理者等関係機関と連携し、安全対策を推進するとともに、登下校時の安全確保に努めます。
 - 校種間や地域との実践的な防災訓練の実施等、家庭や地域と連携した防災体制の充実を図ります。
 - 「こどもを守る 110 番の家」の加入を促進し、地域ぐるみで子どもを守り育てるという意識の高揚に努めます。

◆ 感染症等の予防対策

- 子どもの教育・保育を受ける権利を持続的に保障していくため、組織的な危機管理を進めるとともに、新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症への罹患及びその拡大のリスクを可能な限り低減することに努めます。
- 感染症等に対する正しい理解を育む教育と、危機管理マニュアルに基づいた取組の充実を図ります。

基本的方向4 生涯にわたって学ぶことのできる環境の整備

⑭ 人生100年時代を支える学びの推進

◆ 図書館の利用促進

- 住民の自己学習や課題解決に対する支援と読書活動の機会を提供するため、講演会や講座を実施し、調査相談や情報提供を行います。また、社会のDX化なども注視し、より多くの方が利用できる環境整備を図ります。
- 高齢者や障がい者等、来館が困難な利用者に対するサービスを充実するなど、利用環境の向上を図ります。また、両荘みらい学園学校図書館を館外サービスポイントとし、利用者の利便性の向上を目指します。
- 電子図書を含め、計画的かつ多角的に資料収集と提供に努め、利用の促進を図ります。

◆ 少年自然の家におけるプログラムの充実及び利用促進

- より多くの子どもや親子が自然と触れ合えるよう、野外活動や天体観測などの自然体験プログラムの充実に努めます。
- 学校教育関係、社会教育団体のみならず一般利用も認める利用形態に変更し、利用促進を図ります。

◆ 公民館における講座の充実

- ◎市民の生涯学習に対する関心や意欲の向上を図るとともに、市民ニーズを的確に捉え、若い世代も含めた幅広い世代が集い、学び、つながる講座の充実を図ります。

◆ 公民館と学校園との連携

- 公民館が実施する講座の修了者に、ボランティアとして地域活動や学校園支援活動への参加を呼びかけるなど、学びと実践の一体化を推進します。
- 子どもが公民館で体験活動を行うなど、相互の交流を推進します。

◆ 人権教育等の学習機会の充実

- 各地域において、互いの人権を尊重し、共に生きる社会の実現を目指した人権学習・交流活動(町内懇談会等)を行います。
- 市民の人権意識向上を目指して、人権文化センター及び加古川市人権・同和教育協議会*が主催の研修・啓発活動を行います。
- 「人権を大切にする市民運動推進強調月間(8月)」や「人権週間(12月)」における小・中・義務教育学校の児童生徒の作品を活用した人権啓発活動を行います。
- 互いの人権を尊重し、共に生きる社会の実現という共通理念のもと、市内の各団体との連携推進を行っていきます。
- 性の多様性に関する正しい知識の普及啓発を進めます。
- 「第5次加古川市男女共同参画行動計画」に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた学習内容の充実を図ります。
- 公民館において、人権尊重の意識を高める研修や学習を実施します。

◆ 文化財の保護と活用の推進

- 保護すべき重要な文化財を市指定文化財に指定し、まちづくりや観光などに積極的に活用されることが期待される文化財を市登録文化財に登録します。
- 指定文化財の修理や管理等を行うことで適切な保存を図ります。
- 文化財に対する理解を深め保護意識を育むため文化財の公開と情報発信を行います。

15 地域におけるスポーツ環境の整備

◆ 多様なニーズに応じたスポーツの提供

- 「加古川市スポーツ推進計画」に基づき、市民だれもがスポーツに親しみ、つながる共生社会の実現を図るため、様々な活動機会を提供します。
- 学校部活動の地域クラブへの移行に向けて、段階的に準備を進めます。

◆ 各スポーツ団体等との連携の強化

- 加古川市スポーツネットワーク委員会*を中心としたスポーツ団体との連携を密にし、生涯スポーツ及び障がい者スポーツの普及促進を図ります。
- 加古川市スポーツネットワーク委員会*が主催する加古川スポーツカーニバル*等を通じて、市民のスポーツ実施率の向上を目指します。
- 身近で気軽にスポーツができる環境づくりのため、加古川総合スポーツクラブ*への加入促進と支援を行います。
- ラジオ体操等、生活にスポーツを取り入れるきっかけづくりのため、壮年層や子育て世代を対象に「スポーツライフセミナー*」を、スポーツ推進委員が中心となって、小学校等で実施します。
- 市民の体力・健康づくりをより広く普及するために、加古川市スポーツ協会を通して、各種のスポーツ活動を支援します。

◆ スポーツボランティアの確保・養成

- 加古川市スポーツサポーター*を対象に、研修や活動機会を提供し、スポーツをささえる人が活動できる環境づくりに努めます。

脚注一覧（五十音順）

－ イ －

*いじめ防止対策プログラム

加古川市いじめ防止対策計画の4つの行動目標である①未然防止への取組、②早期発見・早期対応への取組、③関係機関との連携を強化した取組、④推進体制・検証体制を整える取組に基づいて策定された学校における全体計画および年間計画のこと。

－ ウ －

*ウェルビーイング

身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短絡的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念のこと。また、多様な個人がそれぞれの幸せや生きがいを感じるとともに、個人を取り巻く場や地域、社会が幸せや豊かさを感じられる良い状態にあることも含む包括的な概念のこと。英語表記では、Well-being。

－ エ －

*SDGs（エス・ディ・ジー・ズ）

Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略で、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標のこと。2030年を達成年限とし、17のゴールと169のターゲットから構成されている。

－ オ －

*オンライン英会話

一人一台の教育用端末を活用し、離れた場所にいる外国人講師と対面式通話ソフトを活用して行う英会話授業。本市においては、原則生徒4人に対し講師1人が対応するグループレッスン形式で実施する。

－ カ －

*外国人児童生徒等サポート員

日本語指導が必要な外国人児童生徒等が在籍する学校において、県から派遣される子ども多文化共生サポーターの取組を引き継いで、在留期間最大36か月まで市が派遣するサポート員のこと。

*かがわウェルネス手帳

「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」等を通して明らかになった本市の子どもの運動習慣や生活習慣に関する諸課題の改善に向け、平成24年に作成したもので、令和5年からデータ版となった。子ども自らが成長の足跡を残す、自分自身で生活習慣等をチェックしながら、健康を意識して行動できる子どもの育成を目指し、小学校・義務教育学校5年生から中学校3年生・義務教育学校9年生に配付している。

*加古川CAN-DOプラン

外国語教育でコミュニケーション能力の素地・基礎を養うとともに発信力を高め、21世紀のグローバル社会で必要となる実践的な「生きる力」を養うことを目的とし、平成24年度から加古川市が導入したプランのこと。

*** 加古川市いじめ防止基本方針**

いじめ防止対策推進法第12条の規定に基づいて、国の「いじめ防止等のための基本的な方針」、県の「兵庫県いじめ防止基本方針」及び本市で発生した重大事態に係るいじめ問題対策委員会（第3者委員会）による「調査報告書」に示された提言を踏まえ、本市が国、県、学校、家庭、地域その他の関係者の連携のもといじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定した基本方針のこと。

*** 加古川市いじめ防止対策計画**

「加古川市いじめ防止基本方針」を意図的・計画的・継続的に実施するために策定したものであり、いじめ等の命に関わる問題の未然防止に資する取組を強力に支援するとともに、子どもの居場所づくり・絆づくりを進め、自己有用感を高める教育活動への支援を行うことを目標としている。

*** 加古川市人権・同和教育協議会**

「差別の現実から深く学び、人を大切にする」同和教育の理念を身近な生活に位置付け、人権が尊重される地域、家庭、学校園、職場づくりを目指して、人権・啓発活動を中心となって推進する協議会のこと。

*** 加古川市スポーツサポーター**

スポーツを支える参画人口の拡大を目指し、障がいのあるなしにかかわらず、一緒にスポーツが楽しめる環境を目指すため、スポーツイベントや障がい者スポーツのサポートとして養成したボランティアのこと。

*** 加古川市スポーツネットワーク委員会**

ウェルネス都市加古川の実現と市民の健康づくりに寄与するため、市内スポーツを統括した代表的な団体である「加古川市スポーツ協会」「加古川市スポーツ推進委員会」「NPO法人加古川総合スポーツクラブ」の3者により平成25（2013）年に設立された。市民のスポーツ実施率向上に向け、それぞれの団体が持っているノウハウ・人材等を生かし、連携・協力を図っている。

*** 加古川スポーツカーニバル**

加古川市スポーツネットワーク委員会が主催するスポーツイベントのこと。市民の運動・スポーツの実施率の向上を図り、本市の生涯スポーツを推進することを目的に、毎年11月に開催している。

*** 加古川総合スポーツクラブ**

市民が日常生活の中で自発的にスポーツを楽しみ、健康・体力を維持増進することができる総合型地域スポーツクラブのこと。傘下に市内12のエリアクラブを置き、その中には31の活動クラブがある。会員登録はNPO法人で一括管理され、所属するエリアクラブ以外のスポーツクラブにも自由に参加できる。

*** 学校園連携ユニット**

中学・義務教育学校区を1つの単位（ユニット）とし、その地域の保育園・幼稚園・こども園・小学校・中学校・義務教育学校・養護学校が相互に連携し、家庭・地域とも連携を図りながら、子どもの連続した学びや育ちを支援する仕組みのこと。

*** 学校支援専門医チーム**

加古川医師会を事務局とし、精神科、整形外科、婦人科、皮膚科、小児科（各2名）及び学校保健委員長で構成したチーム。学校医を補完するような形で、問題を抱える幼児・児童生徒の事例検討や個別相談、教科等の学習支援、研修会・講習会等の講師派遣に専門医の立場から応じ、学校教育活動を支援する。

* 学校生活に関するアンケート（アセス）

小学校・義務教育学校3年生から中学校3年生・義務教育学校9年生までを対象として実施する選択方式のアンケートのことで、学校生活における児童生徒の適応感を6つの因子から測定し、児童生徒自身が感じている困り感を把握し、教職員が児童生徒への支援や指導を行う。測定の仕組みを総称してアセスと呼ぶ。

キ

* G I G Aスクール構想

G I G Aは、Global and Innovation Gateway for All の略。一人一台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を要する子どもを含め、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現するという国の構想のこと。

* 義務教育学校

小学校と中学校の教育課程を調整し、一貫性を持たせた体系的な学校制度である小中一貫教育の一つの形態であり、一人の校長の下で一つの教職員集団が小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う9年制の学校のこと。

* 教育DX

教育デジタルトランスフォーメーションの略。教育現場において、データ及びデジタル技術を活用することで、教育手法や手段、教職員の事務作業などを変革すること。

* 協同的探究学習

東京大学大学院の藤村宣之教授が開発、研究に携わっている学習方略のこと。全国学力・学習状況調査において、本市では非定型問題「わかる学力」に課題があることが判っており、平成30年度から全市をあげて導入し、定型問題「できる学力」の定着と「わかる学力」の育成に向けた授業改善と指導力向上に取り組んでいる。

「わかる学力」を育成するためには、まず、多様な考えや解法が可能な非定型問題について、一人一人が個別に既有知識や自分の日常体験などに関連付けて考える時間を十分に確保した上で、学級全体で多様な考えや解法、思考の過程を共有し関連付ける場面を設定する。そこで、共通点、類似点、相違点、根拠や理由など、様々な気付きを出し合わせるとともに、各教科の「見方・考え方」を働かせる問いを行うことで、学びを深めさせる。さらに、学級全体で深めた意見や考えを生かし、学習内容の本質やねらいに迫る発問を提示し、再度、個別で自己解決を行わせる。

* 協働的な学び

探究的な学習や体験活動などを通じて、子ども同士、あるいは地域や企業の人など、多様な他者と協働して学んでいくこと。

コ

* 校内サポートルーム

不登校傾向があり、教室に入ることが難しい児童生徒の居場所となる部屋で、主にメンタルサポーターが学習支援や心のケアなど様々な支援を行うところ。

* 心の相談アンケート

小学校・義務教育学校3年生から中学校3年生・義務教育学校9年生までを対象として、いじめの把握をするために実施する選択方式のアンケートのことで、アンケート実施後に教育相談を実施し、いじめの早期発見、早期対応に取り組んでいる。なお、教育相談については全児童生徒を対象に実施している。

* COCOLOプラン

令和5年3月に、文部科学省が取りまとめた「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策」の通称名。

* 子ども安全ネットかがわ

学校園に寄せられた子どもに関わる不審者・変質者等の情報を、教育委員会から保護者等に迅速に情報提供し、注意喚起を行うことを目的にしたメール配信サービスのこと。現在は、保護者や学校関係者に限定して周知している。

* 子ども多文化共生サポーター

日本語指導が必要な外国人児童生徒等の学校生活への早期適応を促進するため、学校に派遣され、母語により学習指導補助等を実施する人員のこと。

* 個別最適な学び

中央教育審議会の答申『令和の日本型学校教育』の構築を目指して」において示された概念。学習者が自分の目標や進度に合った形で学んだり、自分の興味関心のあるものを選んで学んだりすること。

* 個別の教育支援計画

学校を中心とし、保護者、福祉、医療、施設の関係者らが作成する乳幼児期から学校卒業までの支援内容を記載した計画書のこと。教育的支援の目標や手立て、関係機関の役割や支援内容、合理的配慮が記載されている。生涯にわたる支援の連続・系統性や、多方面からのニーズや実態把握ができる。

シ

* 小1プロブレム

入学したばかりの小学校・義務教育学校1年生が集団生活になじめず、授業中座席に座ってられない、教職員の指示に従えない、話を聞かないなどの状況が数か月継続する状況のこと。

* 小集団体験活動「アタック・ゴー」

学校に行きづらい児童生徒を対象に小集団活動を実施し、社会性や自立心、基本的な生活習慣や規範意識を育成するとともに、児童生徒が自他ともに尊重し合う人間関係を構築し、自己肯定感の醸成を図ることを目途とした活動。年間5回（泊を伴う活動を含む）を予定し、各小・中・義務教育学校を通して申込を行う。

* 自立支援教室「ふれ愛教室」

ぐ犯（将来犯罪につながりかねない行為）、不良行為など、問題行動を起こしている不登校児童生徒に焦点を当て、学校復帰や立ち直りに向けての直接的な指導、支援をするとともに、学校・保護者に対して適切な援助を行うための教室のこと。

ス

* スクールアシスタント

小学校や義務教育学校の通常学級に在籍している行動面や学習面において適応しづらい子どもの指導補助を行う教員免許を有する職員のこと。

* スクールサポートチーム

心理・福祉・教育・警察・法律の5つの分野で構成し、各分野の専門性を生かした助言等を通して学校が抱える生徒指導上の諸課題の未然防止、早期対応、早期解決に向け、「チームとしての学校」をサポートする。

* スクールソーシャルワーク

教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒が置かれた環境に様々な方法で働きかけて支援すること。

* スポーツライフセミナー

スポーツ実施率の低い20代から50代を対象に、気軽に参加できるスポーツの体験を通じて、スポーツの楽しさを体感し、継続的にスポーツを行ってもらうことを目的として開催されるセミナーのこと。

— セ —

* 全国国公立幼稚園・こども園ウィーク

1876年11月16日に初の官立幼稚園が設立されたことから、毎年11月13日から11月19日を全国幼稚園・こども園ウィークとした取組のこと。作品展等の様々な事業を通じ、国公立幼稚園及び認定こども園の教育活動のPRを行っている。

* 全国体力・運動能力、運動習慣等調査

全国的な子どもの体力の状況を把握・分析し、学校における体育・健康に関する指導などの改善に役立てるとともに、子どもの体力向上に関する継続的な検証改善サイクルを確立することを目的とした文部科学省による全国調査のこと。小学校・義務教育学校5年生、中学校2年生・義務教育学校8年生の児童生徒を対象としており、平成20年度から実施している。調査内容は、「実技に関する調査（新体力テスト8種目）」と、「生活習慣、食習慣、運動習慣に関する児童生徒質問紙調査」が行われる。

— タ —

* 体験活動「ピア・スペース」

学校以外の場における不登校児童生徒の学習活動の機会を提供し、学校復帰や社会的な自立に向けた支援を行うことを目途とした活動。年間5回を予定し、各小・中・義務教育学校を通して申込を行う。

— チ —

* 地域コーディネーター

学校教育と地域の人材等を結び付けるパイプ役で、学校園支援ボランティアとの連絡調整や、教育活動の充実につながるような企画・提案などを行い、学校と地域の交流・連携を推進する役割を担う人のこと。

* 中1ギャップ

小学校から中学校へ進学した際に生じる学校制度や生活リズムの変化等の環境面の違いや、それらを要因として不登校やいじめ等の問題が急増する現象のこと。

* 超スマート社会 (Society5.0)

狩猟社会 (Society1.0)、農耕社会 (Society2.0)、工業社会 (Society3.0)、情報社会 (Society4.0) に続く、新たな社会を目指すもので、第5期科学技術基本計画において我が国が目指すべき未来社会の姿として提唱された。サイバー空間 (仮想空間) とフィジカル空間 (現実空間) を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会 (Society) のこと。

— ハ —

* パフォーマンステスト

「話すこと」及び「書くこと」における「外国語表現の能力」を評価するために、面接やプレゼンテーション、スピーチ、エッセー、ライティングなどを使ったコミュニケーション能力を測るテストのこと。加古川市では、特に「話すこと」に重点を置いて実施する。

— ホ —

* 放課後子ども教室

放課後や週末等に学校の施設等を活用し、地域の方々の参画を得て子どもに学習や様々な体験・交流活動の機会を提供する事業のこと。本市では「チャレンジクラブ」として、小学校・義務教育学校や公民館で実施している。

* 補助指導員

小・中・義務教育学校に在籍する肢体に障がいのある児童生徒や重度の知的障がい及び情緒障がいのある児童生徒に対し、校内における移動介助、身辺処理に関する介助、学習活動時における介助等を行う職員のこと。

— マ —

* 学びの多様化学校

特別の教育課程を編成して教育を実施することができる学校。通常の学校より授業時間が少なかったり、体験活動や探究的な学習が充実していたり、弾力的な教育課程の下、興味や関心に応じた柔軟な学びを行うことができる学校。

※令和5年8月31日、文部科学省が「不登校特例校」の名称を「学びの多様化学校」に改称

— メ —

* メンタルサポーター

学校生活に不適応を起こしている子どもの心に寄り添い、話し相手や学習補助、家庭訪問等を通して解決に向けた支援を行う補助員のこと。

— ユ —

* ユニット連携カリキュラム

ユニット内の学校園が連携して作成した、系統的なカリキュラムのこと。「知」「徳」「体」から1つを選び、ユニット内で中学校や義務教育学校卒業段階における目指す子ども像を共有し、校種間のつながりを意識して、各発達段階において付けたい力を明記している。

*** 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿（10の姿）**

幼稚園教育要領が示す5領域のねらい及び内容に基づく活動全体を通じ、5歳児修了時まで
に育ってほしい具体的な姿のこと。10の姿とは、①健康な心と体②自立心③協同性④道徳
性・規範意識の芽生え⑤社会生活との関わり⑥思考力の芽生え⑦自然との関わり・生命尊重
⑧数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚⑨言葉による伝え合い⑩豊かな感性と表現。

*** 要保護児童**

保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童のこと。

*** 要保護児童対策地域協議会**

要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関
係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成さ
れる協議会のこと。

*** わかば教室**

心理的・情緒的要因等により、不登校状態にある児童生徒の社会的自立と学校生活への復
帰を支援するため、児童生徒の在籍校と連携を取りつつ、基本的な生活指導、個別カウンセ
リング、教科学習支援等を行うための教室のこと。